

「帯広市児童保育施設」指定管理者の指定結果

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次のとおり本市の公の施設に係る指定管理者に指定します。

1 公の施設の名称及び位置

名称	位置
北栄児童保育センター	帯広市西 11 条南 2 丁目 11 番地
栄児童保育センター	帯広市西 17 条北 1 丁目 44 番 27 号
啓親児童保育センター	帯広市西 14 条北 7 丁目 4 番地 1
啓親児童保育センター分室	帯広市西 15 条北 6 丁目 1 番地 145

2 指定管理者

河東郡音更町中鈴蘭南 2 丁目 4 番地 1
有限会社 マミィ
代表取締役 南出 雅樹

3 指定期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで